

公益財団法人福井県スポーツ協会 表彰規程

(目的)

第1条 公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という）定款第4条の規定に基づき、本県のスポーツ振興に著しく貢献したものを表彰する。

(表彰)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労者賞・スポーツ功労団体賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 優秀指導者賞
- (4) 国民スポーツ大会賞

2 特に功績が顕著な場合は、特別表彰をすることができる。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。また、表彰にあわせて記念品を添えることができる。

(決定方法)

第4条 本会役員または加盟団体長から推薦された者を、理事会で決定する。

(追彰)

第5条 表彰されるべき者が、その表彰前に死亡したときは、追彰することができる。

(感謝状)

第6条 第2条に定めるもののほか、本会会長が必要と認めたときは、感謝状を贈呈することができる。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、細則に定める。

附則

- 1 本規程は、昭和33年度から施行する。
- 2 この規程は、昭和43年5月24日から施行する。
- 3 この規程は、昭和45年5月11日から施行する。
- 4 この規程は、昭和59年4月27日から施行する。
- 5 この規程は、平成元年5月23日から施行する。
- 6 この規程は、平成8年4月24日から施行する。
- 7 この規程は、平成13年4月12日から施行する。
- 8 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 9 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和4年5月27日から施行する。
- 11 この規程は、令和6年5月31日から施行する。
- 12 この規程は、令和8年1月9日から施行する。